

事務連絡
令和8年1月16日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
介護予防・日常生活支援総合事業事業所
河内長野市地域包括支援センター
管理者 様

河内長野市こどもの未来とウェルビーイング推進局
総合健康部 介護保険課長

総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化について（通知）

平素は本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）」により、要介護認定を受ける日以前から継続的に介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を利用していただる居宅要介護被保険者が、要介護認定後も継続して総合事業（サービス・活動A）を利用できるように改正が行われました。

本市におきましては、従前より対象としている訪問型サービス・活動Bに加えて、訪問型サービス・活動A及び通所型サービス・活動A（以下、「当該サービス」という。）についても、要介護認定を受ける日以前から当該サービスを利用していただる居宅要介護被保険者が、要介護認定後も継続して当該サービスを利用できるように運用の改正を行いますのでお知らせいたします。

事業者各位におかれましては、当該通知等をご確認の上、適切に対応をお願いいたく、従事者等への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、総合事業における対象者の弾力化について、総合事業を実施する市町村ごとに対応が異なることを念のため申し添えます。

記

【改正の概要】

要介護認定を受ける日以前から継続的に当該サービスを利用していただる居宅要介護被保険者が要介護認定後も当該サービスの継続利用を希望した場合、利用できることとする。

【改正の実施日】

令和8年4月1日

【継続利用要介護者の条件】

以下①～⑤すべてに該当する者

- ①令和8年4月1日以降に要介護の認定を受けること。
- ②要介護認定を受ける日以前から継続的に当該サービスを利用していたこと。
- ③居宅要介護被保険者が継続利用を希望すること。
- ④当該サービスの事業所が、居宅要介護被保険者を受け入れる体制があること。
- ⑤担当ケアマネジャーが、居宅要介護被保険者の当該サービスの継続利用について、適切性を判断し、ケアプランに位置付けること。

【留意点】

- ・居宅要介護被保険者が当該サービスの継続利用を希望する場合は、「訪問A・B、通所A 要介護者 継続利用申請書」をケアプランとともに市へ提出してください。
- ・居宅要介護被保険者が当該サービスの継続利用を希望する場合、当該サービスの他に介護給付の利用がない場合は、ケアプランは引き続き地域包括支援センターが担当することになります。
- ・当該サービスと内容が重複する介護給付は併用できません。
- ・従前より対象としている訪問型サービス・活動Bについても、同様の取り扱いです。
- ・厚生労働省が弾力化の対象外としている「指定相当訪問型サービス（従前相当サービス訪問）、指定相当通所型サービス（従前相当サービス通所）、訪問型サービス・活動C、通所型サービス・活動C」については、令和8年4月以降も引き続き対象外です。

【関連資料】

- 介護保険最新情報 vol. 1241「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の交付について（通知）
- 介護保険最新情報 vol. 1242「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件」
- 介護保険最新情報 vol. 1299「令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点について、「市町村向け介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き」について（周知）」

河内長野市こどもの未来とウェルビーイング推進局
総合健康部 介護保険課 介護予防グループ
電話：0721-53-1111